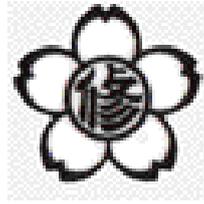


2023年度 改訂版



P T A の し お り



子ども達の学舎と比叡の峰

修学院小学校 PTA

卒業まで大切に保管下さい。

修学院小学校PTAのしおり

目 次

PTAとは？	1
PTAの目的とは？	1
PTAの役割とは？	1
PTAの活動とは？	1
修学院小学校PTAの組織と活動 概要説明	2
修学院小学校PTAの会計	3
PTA保険について	4
修学院小学校PTA規約	5
付録 修学院小学校PTA内規	10
付録 修学院小学校PTAサークル活動細則	14

◆PTAとは？

「PTA」の「P」は「Parent」つまり「親（保護者）」、「PTA」の「T」は「Teacher」つまり「先生」, 「PTA」の「A」は「Association」つまり「団体」。PTAとは、子供を中心とする親（保護者）と先生で組織する任意団体です。また、近年地域とのつながりも欠かせない要素となっています。

◆PTAの目的とは？

PTAは、「親（保護者）と先生がすべての児童生徒の健全な成長をはかること」を目的として第二次大戦後に設立されました。子供が、心身ともに健やかに育ってほしいと願わない親（保護者）はいません。しかし、この子供への愛情が、いちずに自分の子供だけに向けられてしまうと様々なひずみが起こります。「教育」とは、将来、社会に適応できるように子供達を育てるという社会的な営みそのものなのです。特に、経済的・身体的・家庭的・社会的なハンディを背負っている子供達に愛情を注いでこそ、みんなが協調できる明るい社会を創造できるのではないのでしょうか。

PTAは、自分の子供だけへの愛情を人間愛まで高める場でありたいと考えています。子供達の健全な成長をはかるため、親（保護者）が、先生が、そして、地域が何をすべきかを一緒になって考え、ともに私たちが学習する場でありたいと考えています。

◆PTAの役割とは？

学校の教育方針に基づく校外の生徒指導に協力するとともに、健全なあそびや規律ある集団生活などを通して、子供の健全な育成を助けるという役割が期待されています。また、子供達が生活する地域環境を教育的に改善するために遊び場の整備や交通安全施設の整備、そして、子供達をあらゆる危険から守っていく日常的な活動が期待されています。

◆PTAの活動とは？

以下の活動を通して子供達の健全な育成を実現していきます。

- (1) 子供の教育環境をより良くするために親(保護者)と先生が話し合います。また、学校行事に積極的に協力し、教育についての正しい世論作りをはかります。
- (2) 学校環境ならびに学区内を取り巻く環境の改善に努めます。
- (3) 子供の体力増進をはかり、子供の校外の生活を指導します。
- (4) 会員相互の親睦と学習を推進するとともに、広報や事業活動を活発に行います。
- (5) 校区内の諸団体と連携して、子供の健全な育成に取り組んでいきます。

修学院小学校PTAの組織と活動 概要説明

詳細把握のため「規約」「内規」を必ずお読みください

- 1 PTAは「児童の健全な成長をはかることを目的とし、安全に楽しく学べる環境づくり」に取り組む任意団体です。ぜひとも、PTAの趣旨にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。なお、加入をご希望されない場合や、やむを得ず退会を希望される場合は、その旨を、学校を通じてPTA会長にお申し出ください。
- 2 修学院小学校PTAには、本部役員会・委員会（地域・学年・専門）とサークルがあります。
- 3 本部役員は、立候補と推薦による候補者から互選あるいは信任投票で選ばれます。
- 4 学年委員・専門委員は、立候補による候補者から抽選あるいは候補者のない場合は互選投票で選ばれます。
- 5 地域委員は、それぞれの地域において別に選ばれます。本部役員・学年委員・専門委員との兼任はしません。
- 6 特別委員は、本部役員・学年委員・専門委員・地域委員の中から選ばれ、元の委員会に属したまま期間と目的を限定したかたちで活動し、活動終了で解散します。また、目的と期間を限定し、総会で承認を得て、活動を推進する委員会が組織されることもあります。

<本部役員会> 活動方針に基づくPTA活動全般の運営、予算と決算の原案作成、代表委員会の開催、PTA広報誌の発行、学校内行事や委員会の参画、地域での対外活動、PTA主催イベントのとりまとめ、PTAホームページ運営・管理 など

<委員会>

- 1 **地域委員会** 5地域（北修学院・南修学院・山端・営団・上一乗寺）での安全パトロール、子供向け行事、ラジオ体操、地域行事や区民運動会のお手伝い
- 2 **学年委員会** ベルマーク収集・整理・送付、その他全体活動の支援
- 3 **専門委員会**
 - ・ **環境委員会** 校内外の防犯、防災、安全、衛生に関する改善活動推進
 - ・ **広報委員会** PTA広報誌「POP NET 修」の編集と発行
- 4 **特別委員会**
 - ・ **PTA主催イベント実行委員会**
 - ・ **本部役員選考委員会** 本部役員選出に関する一切の事項

※ その他、必要に応じて総会の承認を受けたうえで、目的と期間を限定し、特別委員会等が組織されます。

＜PTAサークル＞（自由意思で参加できます）

- ・文化系
- ・体育系 バレーボールサークルなどの体育活動が中心です。
- ・ボランティア系 図書ボランティア・おはなしきらら隊（本の読み聞かせ）・国際ボランティア・おやじの会などボランティア活動を行います。

◎新しいサークルの発足もできます。

詳しくは「修学院小学校PTAサークル活動細則」をご覧ください。

その他 関連団体

＜修学院小学校運営協議会＞ 本部役員が中心となり，参画します。

＜修学院小学校保健協議会＞ 本部役員と環境委員会が中心となり，参画します。

＜修学院小学校放課後まなび教室＞ PTA会長が実行委員長となり運営に協力します。

＜修学院学区各種団体連絡会＞ 別添組織図にある 16 団体で多角的に討議されます。

＜修学院子ども見守り隊＞ 地域有志の方々で登下校の安全を見守っていただいています。PTA会長が，副隊長として参画します。

＜修学院中学校区地域生徒指導連絡協議会（略称：地生連協）＞ 修学院中学校区において，修学院中学校を中心に同中学校区の小学校およびその PTA（修小・修二小・八瀬小・上高野小）や少年補導委員会などで組織されます。

修学院小学校PTAの会計

財源・・・PTA会計の財源は，会員（保護者と教職員）から徴収する会費によるものです。会費は，年額3,240 円で，前期・後期1,620 円ずつ徴収します。保護者会員で，2人以上の児童がいる場合も「1世帯1会員」を徴収基礎としています。就学援助制度対象のご家庭については，会費免除となります。

徴収方法・・・学校指定銀行の会員口座から学校納入金と合わせて，自動振り替えにより徴収しています。

会計の執行・・・総会で決められた予算に基づき，事業費（各専門委員会費・地域委員会費・サークル活動費等），事務費（消耗品費），本部活動費（関係上部組織会費・本部活動費），予備費などを執行します。

支出の手続き・・・PTA活動で出金支出を必要とする時は，請求書を兼ねる所定の用紙に必要事項を記入し，領収証を添えて本部会計担当者に提出します。

P T A 保険について

修学院小学校は、京都市 P T A 連絡協議会が、事業として発足させた「京都市 P T A 保険」に昭和58年から加入しています。以下に保険概要を記載しますが、定款など確認事項も多く、P T A 本部にご照会下さい。なお、P T A 行事とは、P T A で正式に認められた行事を指します。ただし、正式行事であっても、懇親会等は対象外となります。

また、適正に保険が適用されるためにも、行事実施前に活動認証願を必ず提出してください。

対象者： 修学院小学校 P T A 会員である教職員、保護者。児童と同居の親族、事前に認められたボランティア。

場 所： 自宅から開催場所までの往復経路と行事の開催場所（寄り道は対象外）。

対 象： 主にけが、食中毒、P T A でお借りしているものの破損。

・ **一部は賠償保険を含みますが、団体の損害保険です。**

団体保険は、基本的に重複して補償される（給付される）ことはありません。ですから、例えば、各種団体で入っていただいているその他の保険（スポーツ振興保険、日本学校健康会など）から給付された場合には、P T A 関連の保険からは給付されません。

・ **個人でかけている生命保険や損害保険とは、重複して補償される場合が多いです。**

入院が必要になる等の大きなけがの場合には、個人でかけられた保険も申請してください。（個人保険では、通院のみで給付がうけられる場合は少ないかと思われます。通院のみの時にはぜひ P T A の団体保険を利用してください。）

・ **ただし、けがの程度にもよりますが治療に関わるすべての費用をまかなえるだけの給付があるとは限りません。**

団体保険は個人的にかけられた保険の補助であると考えてください。

・ **保険料が給付される場合、問題となるのは「主催者ほか、けがのないように最大限の努力をしたかどうか」にかかっています。**

これは、主催者のみでなく、個人の監督によるところも大きいので、特に幼児さんなど、けがのないように精一杯の努力を重ねてください。

・ **主に、地域委員が各地域で児童を対象に行われている行事については以下の条件下であれば保険の適用が可能になります。**

- ① 事前に活動認証願の提出があり、承認されていること。
- ② イベントの参加者を、委員が修小 P T A として募っていること。
- ③ 事前申込制になっており、当日までに参加者が確定していること。
（名簿が作成されていると尚良い。）
- ④ イベント当日に P T A 委員が参加し、管理下においていること。